

## 体育館・温水プール基本料金

種別/利用時間				専用利用(単位 円)						
				9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時	
主 競 技 場  ( メ イ ン ア リ ー ナ )	全 面 利 用	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない	8,860	13,240	17,610	22,110	30,860	39,720	
			入場料を徴収する	26,590	39,740	52,840	66,330	92,580	119,180	
		アマチュア スポーツ以外	入場料を徴収しない	52,980	79,480	105,970	132,470	185,450	238,440	
			入場料を徴収する	132,470	198,700	264,940	331,170	463,640	596,110	
	部 分 利 用	アマチュア スポーツ	入場料を 徴収しない	床面積の 3分の1以下	2,960	4,420	5,870	7,370	10,290	13,240
				3分の1を超え 2分の1以下	4,430	6,620	8,810	11,060	15,430	19,860
				2分の1を超え 3分の2以下	5,910	8,830	11,740	14,740	20,580	26,480
			入場料を 徴収する	床面積の 3分の1以下	8,870	13,250	17,620	22,110	30,860	39,730
				3分の1を超え 2分の1以下	13,300	19,870	26,420	33,170	46,290	59,590
				2分の1を超え 3分の2以下	17,730	26,500	35,230	44,220	61,720	79,460
		アマチュア スポーツ以外	入場料を 徴収しない	床面積の 3分の1以下	17,660	26,500	35,330	44,160	61,820	79,480
				3分の1を超え 2分の1以下	26,490	39,740	52,990	66,240	92,730	119,220
				2分の1を超え 3分の2以下	35,320	52,990	70,650	88,320	123,640	158,960
			入場料を 徴収する	床面積の 3分の1以下	44,160	66,240	88,320	110,390	154,550	198,710
				3分の1を超え 2分の1以下	66,240	99,350	132,470	165,590	231,820	298,060
				2分の1を超え 3分の2以下	88,320	132,470	176,630	220,780	309,100	397,410
	補 助 競 技 場  ( サ ブ ア リ ー ナ )	全 面 利 用	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない	2,960	4,420	5,870	7,370	10,290	13,240
				入場料を徴収する	8,870	13,250	17,620	22,110	30,860	39,730
			アマチュア スポーツ以外	入場料を徴収しない	17,660	26,500	35,330	44,160	61,820	79,480
				入場料を徴収する	44,160	66,240	88,320	110,390	154,550	198,710
部 分 利 用		アマチュア スポーツ	入場料を 徴収しない	床面積の 2分の1以下	1,480	2,210	2,940	3,690	5,150	6,620
			入場料を 徴収する		4,440	6,630	8,810	11,060	15,430	19,870
		アマチュア スポーツ以外	入場料を 徴収しない	8,830	13,250	17,670	22,080	30,910	39,740	
			入場料を 徴収する	22,080	33,120	44,160	55,200	77,280	99,360	
ラケットボールコート				1時間につき1,050円						
大会議室(4～5月・10月～11月)				1,970	2,630	3,300	4,610	5,940	7,910	
小会議室(4～5月・10月～11月)				1,050	1,580	1,970	2,630	3,560	4,610	
温水プール				2時間につき19,860円						
体育館前活動広場(9時～17時)				1平方メートル当たり130円						

■使用者が営利目的で使用する場合の使用料は、基本使用料に100%を加算する。

■使用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間に含む。ただし、やむをえない理由により9時以前または21時以降に利用する場合の使用料は、1時間(1時間に満たないときは1時間とする。)につき、時間区分の1時間相当額(10円未満の端数は切り上げる。)を加算する。